

陳情の審査報告

陳情第1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

陳情趣旨 職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当かどうかを、職員に寄り添って調査・確認するよう行政に求めていただきたい。仮に心理的圧力を受けた職員がいた場合には、適切に対応していただきたい。

委員会審議（総務常任委員会）

問 政党機関紙の購読はあくまで個人契約で、個人の自由な判断で行うものであるが、これまで、心理的に圧力を感じて強制的に購読させられたという職員からのハラスメントの訴えがあったのか。

答 職員からの相談の記録はなく、現在も受けていません。

討論（賛成）

- ・ハラスメントという観点から、市として前回のパワハラ事案の際も調査していないことから、実態調査を実施すべきである。（総務常任委員会）
- ・市議会ハラスメント防止条例が制定された機会に、ハラスメント根絶活動の一環として、職員に関して実

態調査を進めてもよいのではないかと。（本会議）

討論（反対）

・庁舎内での政党機関紙等の勧誘行為は確認されておらず、ハラスメントに関する苦情相談窓口にも訴えがないことから、実態調査をする必要はない。（総務常任委員会）

・この陳情で調査を求められているような事象をはじめとしたパワハラを防止し、発生したときには迅速かつ適切に対応する管理体制を、市は既に整えているため、あえて実態調査を求める必要はない。（本会議）

議決結果

賛成6、反対8の賛成少数により原案不採択

「加西市議会ハラスメント防止条例」を制定

令和5年11月に議員による市職員へのハラスメント行為が新聞報道されて以降、その調査、解決に取り組むとともに、令和6年1月11日から議会運営委員会において、ハラスメント防止条例制定に向けて協議を行いました。2月15日には、弁護士である講師によるハラスメント防止研修を受け、全議員がハラスメントについて理解を深めました。

6月定例会において、議会運営委員会より提案し、全会一致で「加西市議会ハラスメント防止条例」を制定しました。その主な内容を報告します。

（前文）

ハラスメントは、基本的人権及び個人の尊厳を著しく傷つけ、住民福祉及び議会活動に支障をきたし、議会の社会的信用及び信頼を失うことにつながる。よって、議会としての役割を十分発揮するため、互いに人格を尊重し、相互信頼を深めることを通して、ハラスメントの防止に努め、信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

議員間のハラスメント及び議員から職員等に対するハラスメントを防止するために必要な事項を定め、並びにハラスメントの被害者に配慮することにより、議員及び職員等が個人としての尊厳を尊重され、良好な職場環境を確保することで市政の効率的運用に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とする。

（議員の責務）

議員は、常に高い倫理観を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たること及び職員等の労働意欲を低下させることを認識し、議員及び職員等の人格を尊重してハラスメントをしてはならない。

（議長の責務）

相談及び申立てを受けたときは、その内容を精査し、事実関係の調査及び確認を行うものとする。事実関係の調査及び確認を行うために、ハラスメント審査会を設置する。公正かつ適正に対応するために必要と認めるときは、外部の有識者からなる第三者から意見を聴取することができる。

（相談窓口）

議会事務局内にハラスメント相談窓口を設置する。

（公表等）

ハラスメントがあったことを確認したときは、ハラスメントを行った議員の氏名を公表する。

※ 条例の全文は、右記QRコードからアクセスしてご覧ください。

